

政治活動に関する寄附をした場合の寄附金控除の特例(租税特別措置法  
41条の18)[編集]

個人が2019年12月31日までの間に政治活動に関する寄附(政治資金規正法の規定に違反することとなるもの及びその寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。)をした場合で当該寄附に係る支出金のうち、次に掲げる団体に対するもの(第一号又は第二号に掲げる団体に対する寄附に係る支出金にあつては、所得税額の特別控除の適用を受ける場合には当該支出金を除き、第4号口に掲げる団体に対する寄附に係る支出金にあつては、その団体が推薦し、又は支持する者が、公職選挙法の規定により候補者として届出のあった日の属する年及びその前年中にされたものに限る。)で政治資金規正法の規定による報告書により報告されたもの及び同号イに規定する公職の候補者として届出のあった者に対し当該公職に係る選挙運動に関してされたもので公職選挙法の規定による報告書により報告されたものについても特定寄付金とみなす。

この控除は、「政党等寄附金特別控除制度」に相当する。

- 1 政治資金規正法に定める政党
- 2 政治資金団体
- 3 政治団体のうち衆議院議員若しくは参議院議員が主宰するもの又はその主要な構成員が衆議院議員若しくは参議院議員であるもの(いわゆる派閥も含む。)
- 4 後援団体のうち次に掲げる者
  - イ 衆議院議員、参議院議員、都道府県の議会の議員、都道府県知事又は政令指定都市の議会の議員若しくは市長の職(口において「公職」という。)にある者を推薦し、又は支持することを本来の目的とするもの
  - ロ 特定の公職の候補者又は当該公職の候補者となろうとする者を推薦し、又は支持することを本来の目的とするもの(イに掲げるものを除く。)

政党及び政治資金団体に関する寄付に適用される所得税額の特別控除は税額の30%の控除なので、所得が高い(同人に適用される限界税率が30%以上)場合に寄付金控除を選択するほうが節税となる。

計算式[編集]

計算式を以下に示す。なお100円未満は切り捨てる。

政党等寄附金控除金額 = (その年に支払った政党への寄附金総合計金額 - 2,000円) × 0.3(30%)